

## 1. 調査目的

モニタリング調査は、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs条約」という。）の対象物質及びその候補となる可能性のある物質並びに「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）（以下「化審法」という。）の特定化学物質及び監視化学物質のうち、環境基準等が設定されていないものの、環境残留性が高く環境残留実態の推移の把握が必要な物質を経年的に調査することを目的としている。

※ POPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質)

## 2. 調査対象物質

平成18年度のモニタリング調査は、POPs条約対象物質10物質（群）（ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランを除く。）（以下「POPs」という。）に同条約の対象物質の候補となる可能性のあるHCH類を加えた11物質（群）のほか、2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン（別名：アトラジン）、2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール（別名：ケルセン又はジコホル）、2,4,6-トリ-*tert*-ブチルフェノール、フタル酸ジ-*n*-ブチル、ポリ塩化ナフタレン類、ジオクチルスズ化合物及びりん酸トリ-*n*-ブチルの7物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質調査番号	調査対象物質	調査媒体			
		水質	底質	生物	大気
[1]	PCB類				
	[1-1] モノクロロビフェニル類				
	[1-2] ジクロロビフェニル類				
	[1-3] トリクロロビフェニル類				
	[1-4] テトラクロロビフェニル類				
	[1-4-1] 3,3',4,4'-テトラクロロビフェニル (#77)				
	[1-4-2] 3,4,4',5'-テトラクロロビフェニル (#81)				
	[1-5] ペンタクロロビフェニル類				
	[1-5-1] 2,3,3',4,4'-ペンタクロロビフェニル (#105)				
	[1-5-2] 2,3,4,4',5'-ペンタクロロビフェニル (#114)				
	[1-5-3] 2,3',4,4'-ペンタクロロビフェニル (#118)				
	[1-5-4] 2',3,4,4',5'-ペンタクロロビフェニル (#123)				
	[1-5-5] 3,3',4,4',5'-ペンタクロロビフェニル (#126)	○	○	○	○
	[1-6] ヘキサクロロビフェニル類				
	[1-6-1] 2,3,3',4,4',5'-ヘキサクロロビフェニル (#156)				
	[1-6-2] 2,3,3',4,4',5'-ヘキサクロロビフェニル (#157)				
	[1-6-3] 2,3',4,4',5,5'-ヘキサクロロビフェニル (#167)				
	[1-6-4] 3,3',4,4',5,5'-ヘキサクロロビフェニル (#169)				
	[1-7] ヘプタクロロビフェニル類				
	[1-7-1] 2,2',3,3',4,4',5'-ヘプタクロロビフェニル (#170)				
[1-7-2] 2,2',3,4,4',5,5'-ヘプタクロロビフェニル (#180)					
[1-7-3] 2,3,3',4,4',5,5'-ヘプタクロロビフェニル (#189)					
[1-8] オクタクロロビフェニル類					
[1-9] ノナクロロビフェニル類					
[1-10] デカクロロビフェニル					
[2]	HCB (ヘキサクロロベンゼン)	○	○	○	○
[3]	アルドリン	○	○	○	○
[4]	ディルドリン	○	○	○	○
[5]	エンドリン	○	○	○	○